

菅谷小学校におけるインターネットの利用におけるガイドライン

2002年9月作成, 2009年8月改訂

(本ガイドラインのねらい)

- 1 このガイドラインは、菅谷小学校（以下、「本校」という）におけるインターネット利用上に必要な事項を定めるものとする。

(インターネット利用の基本)

- 2 本校のインターネット利用に当たっては、児童及び関係者の個人情報の保護に努めるとともに、児童に情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進等、教育課題の解決に寄与するよう努めなくてはならない。

(インターネットの主な利用形態)

- 3 インターネットの主な利用形態は次の各項に定めるものとする。
 - (1) 情報の発信及び受信
各教科や道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等の学習活動の成果等を、学校のホームページ（webページ：以下「ホームページ」という）を用いて発信する。
 - (2) 情報検索及び収集
ホームページ、電子メールを使用して、学習に関連する情報を検索・収集したりする。
 - (3) 教材作成
ホームページ、電子メールを使用して、授業で活用できるコンテンツ（画像、動画、音声、音楽文書等のデータ）を収集して、教材作りに活用する。その際には、著作権等に十分配慮すること。

(個人情報の発信とその範囲)

- 4 個人情報の発信と範囲については、次の各項に定めるところによる。
 - (1) 原則として公開しない情報
 - ・ 戸籍、身分に関する情報（氏名、性別、生年月日、住所等）
 - ・ 心身に関する情報（身体状況、病歴、障害等）
 - ・ 能力、成績に関する情報（学業成績、勤務成績、各種試験成績、資格等）
 - ・ 公的な帳簿及びその写しなどの公開されていない情報（成績、健康診断等）
 - ・ 児童生徒及び保護者の思想、信条に関する情報（思想、信条、信仰、宗教、主義、主張、支持政党等）
 - ・ 児童生徒及び保護者の経歴に関する情報（学歴、職業等）
 - ・ 保護者の財産、収入状況に関する情報（所得、資産状況、納税額等）
 - ・ その他プライバシーの侵害となるおそれのある個人生活に関する情報（趣味、特技、家庭状況等）
 - (2) 許諾をとって公開する情報
 - ・ 個人が特定される写真等（肖像権の尊重）
児童の写真を使う場合には、集合写真や正面からではない写真等、個人が特定できないよう配慮する。やむを得ず、個人が特定できる写真を掲載する場合は、児童生徒本人及び保護者の承諾を得るようにする。
 - ・ 児童生徒作品（絵画、工作、作文等）
児童生徒の著作物を掲載する場合は、原則として個人情報を掲載しない。ただし、教育上必要があると認められる場合は、その範囲を氏名、学年等最小限にする。
 - (3) 例外的に公開できる情報（状況によって公開できる情報）
 - ・ 公表することを前提として本人から任意に提出された情報
 - ・ 従来から公表されており、かつ、今後も非公開とする理由のないことが明らかな情報
 - ・ 特定の個人が認識、または識別できない情報
 - ・ 集合写真や校外学習、学年・クラス紹介、行事、委員会・クラブ活動等に関する情報（顔と氏名が一致するような公開の仕方を除く）
 - ・ 人の生命、身体、健康保護に影響を及ぼす恐れのある情報（毒物の流失等、人命に関わる事件事故の概要に関する情報等）

(提供する情報の許諾)

- 5 インターネットで、児童生徒に関する情報を外部に提供する場合、その児童生徒及び保護者に対して情報の提供を依頼し、許諾を得るようにする。
- 6 卒業生、PTA及び教職員等の情報の提供にあたっては、十分な説明を行い、提供の依頼をして許諾を得るようにする。

(発信内容の訂正及び削除)

- 7 児童生徒本人及び保護者から発信内容の訂正や取り消しを求められたときは、直ちにこれに応じる。
- 8 教育委員会やその他の組織・団体、個人から本校の発信内容に指摘を受けた場合は、速やかに適切な処置をとる。

(教師による指導の徹底)

- 9 インターネットを利用する場合には、他人の中傷をしない、著作権、知的所有権に配慮するなど、インターネットにおける基本的モラルに留意するとともに、児童の情報モラルの涵養育成を図るものとする。
- 10 児童は、ホームページや電子メールを利用して、データや情報を外部に発信しないものとする。
- 11 インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底する。

(セキュリティ)

- 12 インターネットを利用するにあたっては、個人情報及びデータ等の保護に努めるものとし、セキュリティについて以下のことを徹底する。
 - (1) アクセスの制限
インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底するとともに、ブラウザソフトのセキュリティ機能を利用して、教育上有害な情報にアクセスできないようにする。
 - (2) ソフトのインストール
ソフトのインストールにあたっては許可されたもの以外は禁止する。特にファイル共有ソフトは絶対にインストールしない。
 - (3) 校内LAN
校内LANに接続する場合には、外部接続のパソコンと校内LANとの間に、ネットワークに接続されたLAN内のセキュリティを保つ。
 - (4) 定期的なウィルス検査
ウィルス等コンピュータシステムに何らかの被害を及ぼす目的で作られたプログラムによる被害を予防するため、ウィルス等を発見し、駆除するためのソフトウェアによるウィルス検査を定期的に行う。

(取扱担当者・責任者)

- 13 本校の定めるサーバー内にある本校のホームページに掲載された情報について、学校長は責任を負う。
- 14 学校長は、インターネットの利用の適正を図るため、インターネット取扱担当者・責任者を置くものとする。
- 15 取扱責任者は、本校教職員の意見を探り入れながら、学校のホームページを作成する。
- 16 取扱責任者は、インターネットの接続に必要な環境の設定に努める。

(リンク)

- 17 本校のホームページに対する他からのリンクは、教育目的のものについては原則自由とする。
- 18 本校のホームページから他のページへのリンクは教育的効果を十分配慮し、設定するものとする。有害情報等が含まれると判断されたページへのリンクは設定しない。

(インターネット利用規定の見直し)

- 19 学校教育におけるインターネット利用の進展に伴い、この校内規定に示した事項の見直しの必要が生じたときは、校内において十分な検討を経て、基準の見直しを行うものとする。

(ホームページ上での規定の明記)

- 20 本利用規定を、本校のホームページ上においても明記するものとする。